

□ 平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金について

平成26年から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない方々の負担を軽減するため、対象となる方に「臨時福祉給付金」を支給します。

また、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を対象に、「障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を支給します。

● **申請先** 白鷹町健康福祉課福祉係（健康福祉センター）

● **お知らせ** 支給対象と思われる方には、8月下旬にお知らせと申請書を郵送します。

● **受付期間** 9月1日（木）～11月30日（水）

● **受付方法** 申請書及び必要書類を、同封の返信用封筒により郵送していただくか、健康福祉課にお持ちください。

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係

☎ 86-0111

給付金の種類	平成28年度臨時福祉給付金	障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）
対象者	平成28年1月1日時点で白鷹町に住民票があり、平成28年度分の町民税（均等割）が課税されていない方。 ※住民税が課税されている方に扶養されている場合や、生活保護の受給者などの場合は支給対象になりません。	平成28年度臨時福祉給付金の対象の方で、平成28年5月分の障害基礎年金もしくは遺族基礎年金を受給されている方。 ※高齢者向け給付金を受給された場合は、支給対象になりません。
支給額	対象者1人につき 3,000円	対象者1人につき 30,000円

みんなで障がい者を虐待から守りましょう

白鷹町障害者相談員を設置しています

町では、身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的として、白鷹町障害者相談員を設置しています。身体障がい者や知的障がい者、その保護者等からのさまざまな相談に応じます。

【身体障害者相談員】

金田 茂也さん
土屋 平敏さん
高橋 直志さん

【知的障害者相談員】

金田 正子さん

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係

☎ 86-0111

障害者虐待は以下の3種類に分かれています

- ① 養護者（家族）による虐待
- ② 障がい者福祉施設従事者等による虐待
- ③ 使用者（事業主や同僚）による虐待



どんな行為が障害者虐待になるの？

- 【身体的虐待】障がい者の体に暴行を加えたり、正当な理由がなく障がい者の身体を縛るなど身動きのとれない状態にすること。
- 【性的虐待】障がい者に無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。
- 【心理的虐待】障がい者に対する暴言や拒絶するなどの対応、不当な差別や言動により精神的な苦痛を与えること。
- 【放棄・放任】障がい者を放置し、食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず衰弱させること。また、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないこと。
- 【経済的虐待】本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

虐待かな？と思ったらすぐにご連絡ください

虐待に気づいた人は、行政の担当窓口へ通報する義務があります。早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけではなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。



【障がい者の虐待にかかわる届出や通報、支援の相談の受付】
健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111